

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月19日

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 保 坂 光 二

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目 1 番24号

【電話番号】 03(5367)2001（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 久 保 玲 士

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目 1 番24号

【電話番号】 03(5367)2001（代表）

【事務連絡者氏名】 常務取締役 久 保 玲 士

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

第 3 回無担保転換社債型新株予約権付社債	4,000,000,000円
第 7 回新株予約権証券	93,049,965円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	4,093,049,695円

(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月12日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項」及び「第三部 追完情報」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権付社債（第3回無担保転換社債型新株予約権付社債）
- 2 新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権）
 - (1) 募集の条件
 - (2) 新株予約権の内容等

第三部 追完情報

- 1 事業等のリスク等について
- 2 臨時報告書の提出

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

(訂正前)

<前略>	
記名・無記名の別	二
<中略>	
償還の方法	<p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(3) 当社による繰上償還 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、又は当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、若しくは当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下本欄において「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で決議した場合、当社は、本社債権者に対して、償還日の2週間前までに通知を行うことにより、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で償還しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(6) 当社は、法令又は振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた後に本社債を消却する場合、本新株予約権については別記「新株予約権の行使の条件」欄に従って行使できなくなるにより消滅する。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」欄(注)第7項「償還金の支払」記載のとおり。</p>
<中略>	
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
<中略>	

(注) 1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関(別記「振替機関」欄に定める。以下同じ。)の振替業に係る業務規程その他の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

3. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄は適用されない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。但し、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本(注)第4項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

(1) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

- (2) 当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、本(注)第4項第(1)号及び第(2)号以外の規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受けた後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。
5. 社債権者に通知する場合の公告
本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。
6. 社債権者集会
(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の新株予約権付社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。
(2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
(3) 本種類の新株予約権付社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
7. 償還金の支払
本社債に係る償還金は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

(新株予約権付社債に関する事項)

< 中略 >	
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権者は、平成26年12月29日(本新株予約権付社債の払込完了以降)から平成29年12月22日までの間(以下「行使請求期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使し、行使請求ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <p>(1) 別記「償還の方法」欄第2項第(3)号及び第(4)号に定めるところにより本社債が繰上償還される場合には、当該繰上償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。</p> <p>(2) 別記「1 新規発行新株予約権付社債(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債)」欄(注)第4項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日(当日を含める。)以降。</p>

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >	
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
< 中略 >	
償還の方法	<p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(3) 当社による繰上償還 当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、又は当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、若しくは当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下本欄において「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で決議した場合、当社は、本新株予約権付社債券の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還日の2週間前までに通知を行うことにより、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%で償還しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>(6) 当社は、法令に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた後に本社債を消却する場合、本新株予約権については別記「新株予約権の行使の条件」欄に従って行使できなくなることにより消滅する。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 三菱東京UFJ銀行 新宿支店</p>
< 中略 >	
振替機関	該当事項なし。
< 中略 >	

(注) 1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は会社法第702条但書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

2. 担保提供制限に係る特約の解除

当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合は、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄は適用されない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。但し、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合には、本(注)第3項第(2)号に該当しても期限の利益を喪失しない。

- (1) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、本(注)第3項第(1)号及び第(2)号以外の規定に違背し、本社債権者からは正を求める通知を受けた後30日以内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く。)したとき。
- (8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。

4. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

5. 社債権者集会

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の新株予約権付社債」という。）の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の新株予約権付社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

（新株予約権付社債に関する事項）

< 中略 >	
新株予約権の行使期間	<p>本新株予約権者は、平成26年12月29日（本新株予約権付社債の払込完了以降）から平成29年12月22日までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使し、行使請求ができる。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 別記「償還の方法」欄第2項第(3)号及び第(4)号に定めるところにより本社債が繰上償還される場合には、当該繰上償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降。 (2) 別記「1 新規発行新株予約権付社債（第3回無担保転換社債型新株予約権付社債）」欄(注)第3項に定めるところにより、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日（当日を含める。）以降。

< 後略 >

2 【新規発行新株予約権証券（第7回新株予約権）】

(1) 【募集の条件】

（訂正前）

< 前略 >

- (注) 1. 株式会社アルデプロ第7回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）は、平成26年12月12日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後、申込期間内に本新株予約権に係る第三者割当て契約を締結し、払込期日までに上記「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に払込金額の総額を払い込むこととします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（訂正後）

< 前略 >

- (注) 1. 株式会社アルデプロ第7回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）は、平成26年12月12日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後、申込期間内に本新株予約権に係る第三者割当て契約を締結し、払込期日までに上記「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に払込金額の総額を払い込むこととします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

(2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

< 前略 >

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債等振替法に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

4. 本新株予約権の行使請求

当社と割当予定先の間で締結する第三者割当て契約において、当社は、本新株予約権の割当日以降いつでも、割当予定先に対して、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日に適用のある行使価額の200%を超えている場合に、一定の条件の下、本新株予約権につき行使の請求をすることができる旨が規定されている。かかる請求がなされた場合、割当予定先は、一定の例外的な場合を除き、当社の請求に従って、当該請求がなされた日から5営業日以内に本新株予約権の行使を行わなければならない。

(訂正後)

< 前略 >

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

2. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

3. 本新株予約権の行使請求

当社と割当予定先の間で締結する第三者割当て契約において、当社は、本新株予約権の割当日以降いつでも、割当予定先に対して、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して当該各取引日に適用のある行使価額の200%を超えている場合に、一定の条件の下、本新株予約権につき行使の請求をすることができる旨が規定されている。かかる請求がなされた場合、割当予定先は、一定の例外的な場合を除き、当社の請求に従って、当該請求がなされた日から5営業日以内に本新株予約権の行使を行わなければならない。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク等について

(訂正前)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期、提出日平成26年10月31日）及び四半期報告書（第28期第1四半期、提出日平成26年12月12日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年12月12日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年12月12日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(訂正後)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期、提出日平成26年10月31日）及び四半期報告書（第28期第1四半期、提出日平成26年12月12日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成26年12月19日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成26年12月19日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

(訂正前)

当社は、別記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期）提出日（平成26年10月31日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年12月12日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

<後略>

(訂正後)

当社は、別記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期）提出日（平成26年10月31日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成26年12月19日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

<後略>